

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
当日の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県事業所経済調査要綱の廃止(統計課)  
普通母樹林の指定の解除(森林保全課)  
都市計画の変更予定(二件)(都市計画課)  
開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇ 人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(職員課)
- ◇ 公 告 平成八年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施(人事委員会  
総務課)  
平成八年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)の実施(〃)

## 告 示

**鳥取県告示第三百三十二号**  
鳥取県事業所経済調査要綱(昭和五十一年四月鳥取県告示第三百一十一号)は、平成八年五月七日限り廃止する。

平成八年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第三百三十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数(本)	面積(ヘクタール)	所有者の住所及び氏名
四十六ー十八	平成八年五月七日	アカマツ	西伯郡大山町宮内七〇一ー一	二八〇	〇・八〇	西伯郡大山町宮内一八二一 角田行弘

### 鳥取県告示第三百三十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年五月七日から同月二十一日まで米子市役所(米子市加茂町一丁目一)において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年五月二十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画道路 三・三・七号米子駅境線及び三・四・二十号車尾目久美町線

二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・七号米子駅境線

変更する部分

米子市西町

2 三・四・二十号車尾目久美町線

変更する部分

米子市長砂町並びに観音寺字五反田及び字岩崎ノ二

**鳥取県告示第三百三十五号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年五月七日から同月二十一日まで米子市役所（米子市加茂町一丁目一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年五月二十一日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画公園 五・五・一号湊山公園及び六・六・一号東山公園
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
1 五・五・一号湊山公園

変更する部分

米子市西町

2 六・六・一号東山公園

追加する部分

米子市観音寺字岩崎ノ一、字北谷、字地藏院、字南塔、字宮ノ下及び字竹ノ下  
変更する部分

米子市長砂町、車尾字源内佐並びに観音寺字五反田及び字岩崎ノ二

**鳥取県告示第三百三十六号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年五月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月二十五日 鳥取県指令鳥土維第八百三十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市浜坂三一九一

米原 義人

# 人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成八年五月七日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

## 鳥取県人事委員会規則第十四号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「日野郡溝口町大滝一四五番地」を「日野郡溝口町栃原一九番地」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地手当等に関する規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成8年5月7日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

### 1 試験の名称

平成8年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

### 2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
行 政	20 名
電 気	4 名
土 木	15 名
建 築	1 名
農 業 土 木 学	3 名
農 業 芸 学	2 名
農 業（農業一般）	3 名
農 業（生活経営）	1 名
林 業	5 名
社 会 福 祉 社 業	2 名

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

### 3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の

### 職員の職等

### 4 給 与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額169,000円のほか諸手当が支給される。

### 5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者（試験の区分「電気」を受ける者を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することのできない。

試験の区分	受 験 資 格
行政	昭和42年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者
電気	
土木	
建築	
農業土木	
農芸化学	
農業 (農業一般)	昭和42年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条の3に規定する改良普及員の資格(農業改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が農業経営であるものに限る。)を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格(基礎選択項目が農業経営であるものに限る。)を平成9年3月31日までに取得する見込みのもの
農業 (生活経営)	昭和42年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法第14条の3に規定する改良普及員の資格(生活改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が生活経営であるものに限る。)を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格(基礎選択項目が生活経営であるものに限る。)を平成9年3月31日までに取得する見込みのもの
林業	昭和42年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者で、森林法(昭和26年法律第249号)第187条に規定する林業改良指導員の資格を有するもの又は平成9年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの
社会福祉	昭和42年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者で、社会福祉事業法(昭和26年法律第45号)第18条各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有するもの又は平成9年3月31日までにこの資格を取得する見込みのもの

  

6 第一次試験
(1) 試験種目
行政の試験については、教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式及び記述式)とし、行政以外の試験については、教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)とする。 なお、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。
(2) 試験の期日
平成8年6月30日(日)
(3) 試験の場所
鳥取県立鳥取西高等学校 鳥取市東町二丁目112
鳥取県立米子東高等学校 米子市勝田町1
専修大学(神田校舎) 東京都千代田区神田神保町三丁目8
7 第二次試験
(1) 試験種目
論文試験、適性検査、面接試験(集団討論及び個別面接)及び身体検査
(2) 試験の期日
平成8年8月上旬
(3) 試験の場所
県立県民文化会館 鳥取市尚徳町101-5
鳥取県庁(第二庁舎) 鳥取市東町一丁目271
8 合格者の発表
(1) 第一次試験合格者
平成8年7月19日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。 なお、合格者には書面で通知することとし、その際第二次試験の期日についても併せて通知する。
(2) 最終合格者

平成8年8月30日(金)(予定)に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号及び氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。  
なお、採用は、平成9年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付  
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局並びに東京及び大阪事務所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。  
なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間  
平成8年5月15日(水)から同年6月4日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)  
なお、郵送による申込みは、平成8年6月4日(火)までの消印のあるものに限って受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。  
(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80

円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。  
(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

教養試験出題分野一覧表

試験の区分	問題形式	出題分野
全区分	多枝選択式	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

専門試験出題分野一覧表

試験の区分	問題形式	出題分野	
		法律コース	経済コース
政	多枝選択式	憲法、行政法、民法、刑法、商法、経済学	憲法、行政法、民法、商法
	記述式	憲法、行政法、民法、商法	憲法、行政法、民法
電	多枝選択式	憲法、行政法、民法、刑法、商法、経済学	経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、憲法、行政法、民法
	記述式	経済原論、経済史、経済政策	経済原論、経済史、経済政策
気	多枝選択式	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学
木	多枝選択式	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画
建	多枝選択式	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築整備、建築施工	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築整備、建築施工
農	多枝選択式	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般

農 芸 化 学	多枝選択式	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生物化学、土壌学・植物栄養学・肥料学、食品化学・食品貯蔵加工学、応用微生物学
農 業 (農業一般)	多枝選択式	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
農 業 (生活経済)	多枝選択式	家政学原論、農業経営一般、被服学、食物学、住居学、家族関係、保健衛生学、農学一般
林 業	多枝選択式	林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
社会福祉	多枝選択式	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学及び一般心理学、社会調査

(注) 行政については、受験申込みの際法律コース又は経済コースのいずれか1コースを選択するものとする。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成8年5月7日

鳥取県人事委員長 坂 田 賢 一 郎

- 1 試験の名称  
平成8年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)
  - 2 採用予定者数  
8名
- (注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職

4 給 与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額184,400円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和44年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた男子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律261号)第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)及び専門試験(多枝選択式)

なお、教養試験の出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、教養的推理及び資料解釈とし、専門試験の出題分野は、憲法、行政法、民法、刑法、商法、刑事訴訟法及び経済学とする。

(2) 試験の期日

平成8年7月14日(日)

(3) 試験の場所

県立県民文化会館 鳥取市尚徳町101-5

米子産業体育館 米子市東福原8-27-1

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験(個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成8年8月19日(月)及び20日(火)

(3) 試験の場所

鳥取県庁第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）他

8 合格者の発表

- (1) 第一次試験合格者  
平成8年8月6日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。
- (2) 最終合格者  
平成8年9月11日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその受験番号及び氏名を掲示して発表する。  
なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、その中から採用が決定される。なお、採用は、平成9年4月1日の予定である。

10 受験手続

- (1) 受験申込書の交付  
受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、鳥取県警察本部警務部警務課、県内の各警察署、交番並びに警察官駐在所において交付する。
- (2) 受験の申込み  
受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。
- (3) 受付期間及び受付時間  
ア 受付期間  
平成8年5月15日（水）から同年6月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）  
なお、郵送による申込みは、平成8年6月25日（火）までの消印のあるものに

限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局（鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基 準
身 長	160センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること、又は矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。